

# 北九州PCB処理事業における安全確保体制の再構築について

平成28年2月3日  
環境局環境監視課

## I. 検証結果

...ベンゼン協定値超過事案を受けた総合検証により明らかになった安全対策上の課題

### 設備面

- ・排気中の油分・ベンゼンに対するセーフティネットを含む多段階の処理の不備(1期・2期施設の計2箇所)

### 管理運用面

- ・異常対応時の設備管理が不明確(活性炭等)
- ・運転会社への指示が不明瞭
- ・履行状況を未確認
- ・リスク情報の把握共有の不徹底
- ・環境安全評価が未実施、本社の把握・検討体制の不備 等

### その背景にある意識等の課題

- ・ベンゼンに対するリスク意識やPCB処理事業立地・延長の経緯の理解・認識不足
- ・社内の意思疎通・危機管理体制が不十分
- ・組織的・体系的な社員教育体制が不十分 等

## II. 再発防止策

...二度とこのようなことを起こさないための方策

### 環境省

本事案を重く受け止め、JESCOの再発防止策が真に実効性のあるものとなるよう、指導監督を強化

#### JESCO安全管理体制の強化

- ・本事案を受けた処理施設の補修・更新を国庫補助金により支援
- ・PCB処理事業検討委員会等、JESCO内部の技術的検討プロセスに参画し、確実な実施を徹底
- ・JESCOのガバナンス・コンプライアンスに係る再発防止策の立案等にJESCOと一体となって取り組む
- ・JESCOの取組状況の改善に向け、国とJESCOで定期的な協議を実施(年2回程度)

#### JESCOに対する指導・監督の強化

- ・社内ルール等の履行状況を確認するため、JESCO本社及び各事業所に、立入検査を実施(それぞれ年2回程度)
- ・JESCO内部の監査状況等について、報告徴収を実施(毎年)
- ・再発防止策のフォローアップをJESCOに指導し、報告を求める

#### 北九州市との協議・監視会議等への報告

- ・国の取組について北九州市と定期的に協議
- ・PCB処理監視会議へ報告
- ・住民説明会において報告

対策支援、指導・監督

### JESCO

深い反省の上で、安全立て直し、信頼を取り戻すためのソフト・ハードの抜本的改革

#### 設備面

- ・ベンゼンのセーフティネットを含む多段階の処理設備の導入[1期・2期施設の排気2箇所]
- ・設備の機能(油分除去、ベンゼン除去等)を適切に維持、濃度測定回数・箇所を増加し、濃度傾向をきめ細かく把握

#### 管理運用面

- 【**日常管理の徹底**】
- ・油分・排気処理設備の適正管理(活性炭等の交換基準の作成実施)
- ・運転会社への指示の明確化、履行状況確認、操業日報見直し
- ・運転委託会社とすべてのリスク情報を共有し対策を議論
- 【**環境安全評価ルールの改善**】
- ・判断基準の明確化、本社チェック、外部有識者の活用、運転会社を含めた制度の周知徹底、教育研修、市・監視会議への相談・報告
- 【**継続的なリスクマネジメント体制**】
- ・北九州事業所に本社環境安全監査室の職員を配置、各課にコンプライアンス担当を配置、意識変革・社内風土改革 等

#### ガバナンス・コンプライアンス

- ・内部統制監査チームを創設、社内の監視機能を抜本強化
- ・第三者委員会を設置し、ガバナンス・コンプライアンスの実施状況を定期的に監視

#### 市民理解・地域貢献

- ・ヒヤリハット事例、軽微なトラブル等についても市、PCB処理監視会議へ報告
- ・定期的に事業所だよりを発行
- ・事業所見学会の開催(年1回以上)
- ・地域行事への積極的な参加を奨励

監視指導

### 北九州市

今回の事案を未然防止できなかったことを重く受け止め、監視指導体制を抜本強化

#### 立入検査、報告徴収の強化

- ・毎月ペースで、施設の各設備が適正に設置、運用されているか図面等で確認
- ・併せて、日報、月報での運転記録や作業マニュアル通り作業されているか現場担当者にヒアリング等で確認

#### 行政測定の実施

- ・全排気口、換気口における行政測定を、当面の間、原則年2回実施
- ・環境科学研究所の活用も含め、市自らが最大限、測定を実施

#### 軽微なトラブル事象の把握

- ・操業上のヒヤリハット事例や軽微なトラブル事象、操業上の課題や問題点、軽微な運用変更等を把握

#### PCB処理監視会議の機能強化

- ・監視委員による施設への定期的な立入を実施し、細かな操業状況等を確認
- ・軽微なトラブル事象も含め、JESCO等から安全操業に係る細かい状況報告を求める

#### 市民への情報提供の拡充

- ・きめ細かい環境モニタリング結果や処理施設の操業状況等を情報発信拠点(環境・コミュニティセンター)や専用ホームページを活用し、広く情報を提供

→ 以上を実行するため、環境保全協定を見直し

三者で再発防止策の取組・進捗状況を協議・確認し、対策を徹底

関係者が一丸となった体制を再構築することで、二度とこのようなことが起こらないよう、処理の安全性を担保